

## 氷見市・名城大学農学部連携協議会コーディネート業務委託プロポーザル審査要領

### 1. 目的

この要領は、氷見市・名城大学農学部連携協議会コーディネート業務委託における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

### 2. 審査の方法

契約候補者選定の審査方法は以下のとおりとする。

#### (1) 審査委員

別紙1「プロポーザル選定委員会委員名簿」のとおりとする。

#### (2) 企画案、事業実施能力等に関する審査

審査項目及び配点は、別紙2のとおりとする。

プレゼンテーションの技量は点数化しない。

#### (3) プロポーザル審査の対象

企画提案者が提出した提案書

#### (4) 契約候補者の決定方法

各委員の別紙2「審査項目及び評価内容」における採点の合計を委員数で除した評価点（90点満点）と「提案価格に係る評価」点（10点満点）の総合評価点により順位を付す。採点結果に基づき、契約候補者を1団体（者）選定する。

総合評価点は、

$$\begin{array}{l} \text{「審査項目及び評価内容」における評価点} + \text{「提案価格に係る評価」点} \\ \text{(90点満点)} \qquad \qquad \qquad \text{(10点満点)} \end{array}$$

#### (5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によってその順位を決定する。

#### (6) 最低基準

総合評価点の7割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

#### (7) 応募者が1者の場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。

#### (8) 審査における利害関係者の排除

利害関係者による応募に関しては、審査委員は審査を辞退する（審査に加わらない）こととする。この場合、他の審査委員による点数の平均点を加算する。

### 3. その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、審査委員が協議の上、決定する。

## 別紙 1

## プロポーザル選定委員会委員名簿

委員 区分	職	氏 名	備 考
委員長		○	
委員			
委員			
委員			

## 別紙 2

### (1) 「審査項目及び評価内容」における評価

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を90点満点として採点し、各委員の採点の合計を委員数で除して算出する。

評価項目	評価基準	評価基準点		
		優れている (A)	普通 (B)	劣っている (C)
1	事業体制 目標を達成するため、どのような能力を有する人材の配置を考えているのか	25点	12点	4点
2	協議会員内のニーズ情報の調査 手法、頻度、考え方	15点	9点	3点
	課題解決のための戦略立案 手法、頻度、考え方	15点	9点	3点
	具体的な事業提案 手法、頻度、考え方	15点	9点	3点
3	事業実績 ビジネスマッチング等の実績	20点	12点	4点
小 計		点 / 90点		

### (2) 「提案価格に係る評価」

業務見積書に記載された提案価格で行うものとする。「提案価格に係る評価」点については次式で計算するものとし、その計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、評価点の上限を10点とする。(以下の式で求められる数値が上限を超えるものは上限点に読み替えるものとする。)

$$\text{「提案価格に係る評価」点} = \left[ \frac{-10.0 \times \text{提案価格}}{\text{見積限度額}} + 10.0 \right] \times 10$$

見積限度額は3,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)